

# 水質検査のご案内

ビルなどの建築物の飲料水水質検査をされる方や、食品関係の営業許可を申請又は更新される場合は水質検査が必要な場合があります。また、井戸水等の地下水を飲料水としてご利用されている方は水質の安全確認をするため定期的に検査されることをお勧めします。

セット項目	料金 (税込)	内容
1 11項目※ <sup>1</sup> (過マンガン酸カリウム消費量)	5,830円	食品の営業許可を申請又は更新する時に必要な検査項目です。 (申請に関する詳細な内容については保健所窓口で確認して下さい) 井戸水等の地下水を飲用にご利用されている方が主に検査される項目です。
2 11項目※ <sup>2</sup> (TOC)	7,480円	水道法に基づく省略不可項目です。 不特定多数の人が利用する施設(特定建築物)の維持管理には衛生管理基準が定められており、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって水質検査が義務付けられています。 当センターは、厚生労働大臣登録建築物飲料水水質検査業の登録検査機関です。
3 ビル管理法に基づく水質検査 16項目※ <sup>3</sup>	15,950円	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって義務付けられている水質検査項目(6か月以内に1回行う定期検査)です。
4 ビル管理法に基づく水質検査 12項目※ <sup>4</sup> (消毒副生成物)	45,100円	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって義務付けられている水質検査項目(6月～9月の間に1年に1回行う定期検査)です。
5 11項目(TOC) +カルシウム・マグネシウム等(硬度)	9,130円	硬度とは水の中に含まれるミネラル成分のうちカルシウム、マグネシウムの含有量を示したもので、一般的に硬度が低い水(軟水)はくせがなくて飲みやすく、硬度が高い水(硬水)はくせがあるため飲みにくいと言われています。
6 11項目(TOC) +フッ素、鉄、ヒ素、マンガ、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	20,900円	フッ素、鉄、ヒ素、マンガンは自然界に広く分布している元素ですが、地下水では地質由来の影響を受けてこのような元素が水質基準値を超える事があります。

\* その他に公衆浴場水、プール水、レジオネラ属菌等の検査を行っています。お気軽にお問い合わせ下さい。

※<sup>1</sup> ①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑤塩化物イオン ⑥pH値 ⑦味 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度 ⑪有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)

※<sup>2</sup> ①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑤塩化物イオン ⑥pH値 ⑦味 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度 ⑪有機物(全有機炭素TOC)

※<sup>3</sup> ①一般細菌 ②大腸菌 ③鉛及びその化合物 ④亜硝酸態窒素 ⑤硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑥亜鉛及びその化合物 ⑦鉄及びその化合物 ⑧銅及びその化合物 ⑨塩化物イオン ⑩蒸発残留物 ⑪有機物(全有機炭素TOC) ⑫pH値 ⑬味 ⑭臭気 ⑮色度 ⑯濁度

※<sup>4</sup> ①シアン化物イオン及び塩化シアン ②塩素酸 ③クロロ酢酸 ④クロロホルム ⑤ジクロロ酢酸 ⑥ジブromクロロメタン ⑦臭素酸 ⑧総トリハロメタン ⑨トリクロロ酢酸 ⑩ブromジクロロメタン ⑪ブromホルム ⑫ホルムアルデヒド

(お問合せ先)

一般社団法人 広島市食品衛生協会 食品検査センター

建築物飲料水水質検査登録機関(広島市30水 第41005号)

Tel (082)542-8838 Fax (082)249-2466

営業時間 月～金(祝祭日除く) 9:00～17:45

Email: kensacenter-info@cure.ocn.ne.jp

